

広島県収受	
第 号	
- 5. 1. 17	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 1 7 日

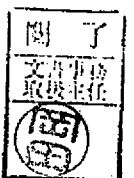
各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤に関する報告書」の送付について

今般、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に設置されている科学委員会において、別添「エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤に関する報告書」が取りまとめられましたので、エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤の開発に際し、参考とするよう、貴管下関係事業者に対し、周知願います。

なお、本事務連絡の写しを別記の関係団体並びに独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛てに送付しますこと、念のため申し添えます。



別記

日本製薬団体連合会

日本製薬工業協会

米国研究製薬工業協会

一般社団法人 欧州製薬団体連合会